

## AEDトレーナー及び蘇生法教育人体モデル貸出規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、北播磨地域ビジョン委員会が所有するAEDトレーナー及び蘇生法教育人体モデル（以下「AEDトレーナー等」という。）の貸出の手続きについて必要な事項を定める。

### (貸出物品)

第2条 この規程により貸出するAEDトレーナー等は、北播磨地域ビジョン委員会が所有しているAEDトレーナー7セット及び蘇生法教育人体モデル5セットとする。

### (貸出の申込)

第3条 貸出を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、あらかじめ「AEDトレーナー及び蘇生法教育人体モデル貸出申込書」を北播磨地域ビジョン委員長（以下「委員長」という。）に提出する。

### (貸出の承諾)

第4条 委員長は、前条の規定による申込があった場合、その内容が、「北播磨地域ビジョン2020」の実現に向けた取組に該当すると認めた場合に限り、その貸出を承諾する。

### (貸出の方法)

第5条 前条の規定により貸出の承諾を受けた者は、北播磨県民局ビジョン課においてAEDトレーナー等を受け取り、利用後は返却するものとする。

### (利用料)

第6条 利用料については、無料とする。ただし、AEDトレーナー等を利用した場合の交換電極パッドに要する経費等消耗品は利用者が負担するものとする。

### (利用上の遵守事項)

第7条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) AEDトレーナー等を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 営利目的に使用しないこと。
- (3) 申込書の記載どおりに使用すること。
- (4) 借用期間を遵守すること。
- (5) その他、委員長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承諾の取消)

第8条 利用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その利用を取り消すとともに、その利用者への貸出は行わない。この場合、利用者に損害が生じても、委員長はその責めを負わない。

(原状復帰)

第9条 AED トレーナー等を破損・紛失した場合は、利用者の責任と負担により、原状に復さなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、AED トレーナー等の取扱いについて必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年6月2日から施行する。